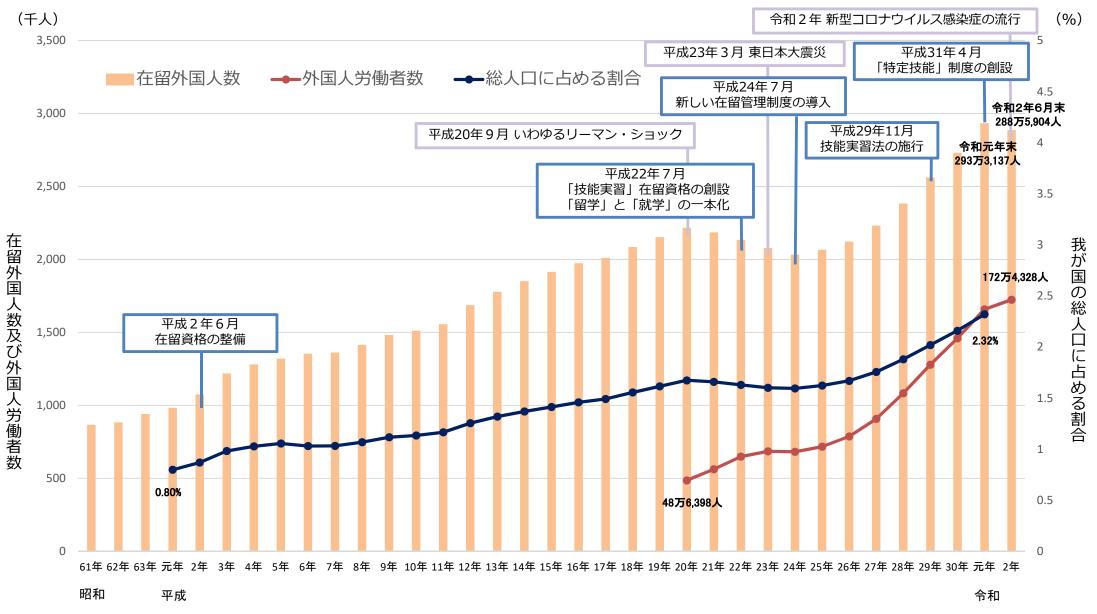
外国人との共生社会の実現のための有識者会議(第1回)

外国人を取り巻く現状について

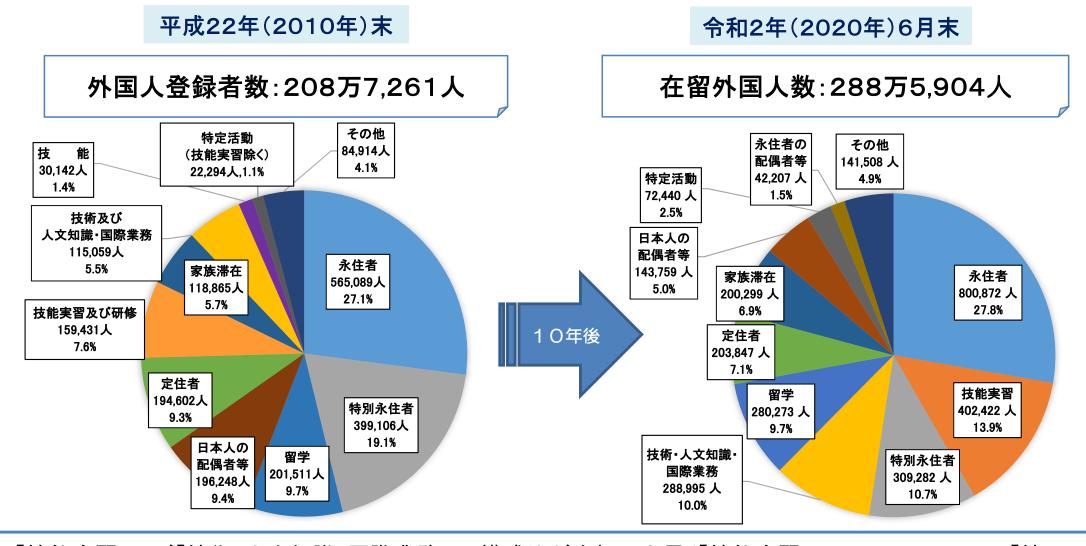


在留外国人数及び我が国の総人口に占める割合と外国人労働者数の推移



- ※ 在留外国人数は、平成23年までは外国人登録者数を、平成24年以降は在留外国人数をそれぞれ示している。
- ※ 外国人労働者数は,厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)による(外国人雇用状況の届出制度は,平成19年10月1日から開始されているため,平成20年以降の推移を示している。)。
- ※ 「総人口」は、各年10月1日現在人口推計(総務省統計局)によるものである。

在留外国人の構成比(在留資格別)の変化



「技能実習」及び「技術・人文知識・国際業務」の構成比が大幅に上昇(「技能実習」: 7. 6%→13. 9%, 「技術・人文知識・国際業務」: 5. 5%→10. 0%)している。

[※] 平成22年末の外国人登録者数(208万7,261人)は、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別 永住者の数である。

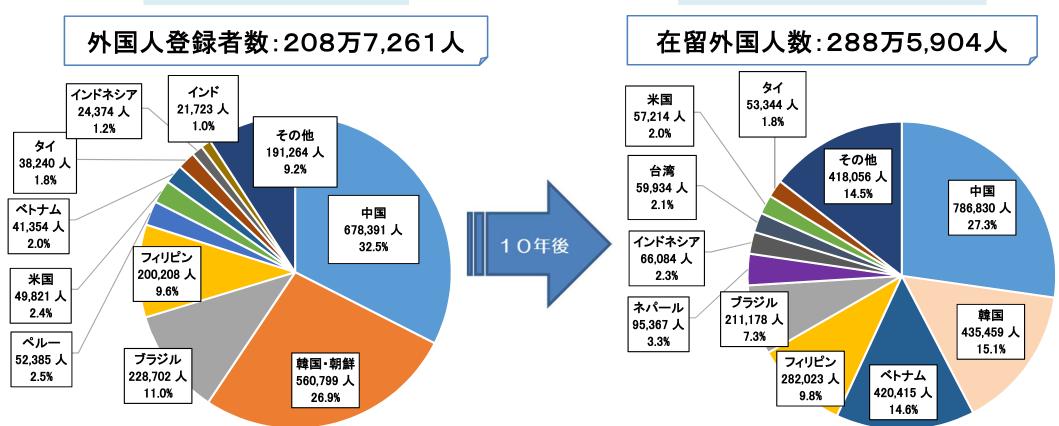
[※] 平成22年末の「技術及び人文知識・国際業務」の数は、「技術」及び「人文知識・国際業務」の数を合算したものである。

[※] 平成22年末の「技能実習及び研修」の数は、「技能実習」、「特定活動」(技能実習)及び「研修」の数を合算したものである。

在留外国人の構成比(国籍・地域別)の変化



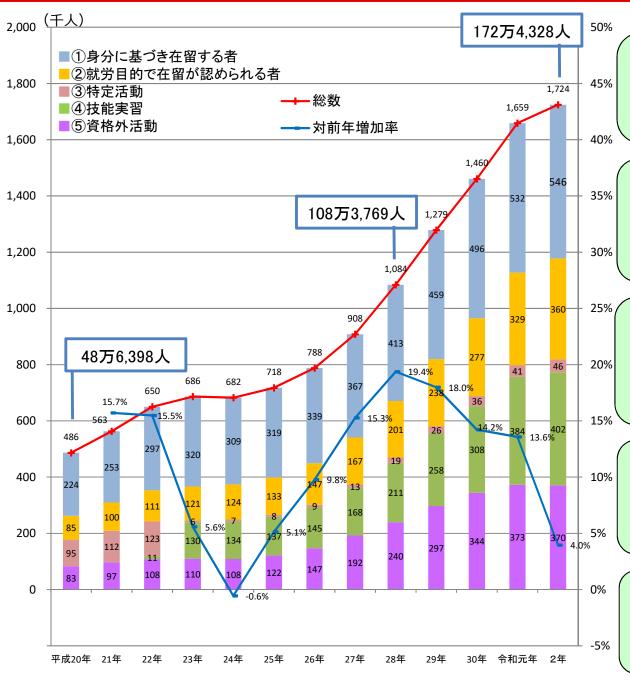
令和2年(2020年)6月末



「ベトナム」の構成比が、大幅に上昇(2.0%→14.6%)している。

- ※ 平成22年末の外国人登録者数(208万7,261人)は、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別 永住者の数である。
- ※ 「韓国・朝鮮」について、平成23年末の統計までは、外国人登録証明書の「国籍等」欄に「朝鮮」の表記がなされている者と「韓国」の表記がなされている韓国籍を有する者を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、平成24年末の統計からは、在留カード等の「国籍・地域」欄に「韓国」の表記がなされている者を「韓国」に、「朝鮮」の表記がなされている者を「朝鮮」に計上している。
- ※ 「台湾」について、台湾の権限ある機関が発行した旅券等を所持する者は、平成24年7月8日までは外国人登録証明書の「国籍等」欄に「中国」の表記がなされていたが、同年7月9日以降は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「台湾」の表記がなされており、平成24年末の統計からは「台湾」の表記がなされた在留カード等の交付を受けた者を「台湾」に計上している。

外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者

約54.6万人

(「定住者」(主に日系人),「永住者」,「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者

約36.0万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動

約4.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者,ワーキングホリデー,外国人建設就労者,外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は,個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習

約40.2万人

- ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約37.0万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

共生施策の変遷

1 平成18年12月25日「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」(外国人労働者問題関係省庁連絡会議)

(背景)外国人の増加、定住化、子どもの定住化等が見込まれる一方で、課題が顕在化

(概要)上記背景を受け、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備する必要 があることから、①外国人が暮らしやすい地域社会づくり、②外国人の子どもの教育の充実、③外国人の労働環境の改 善、社会保険の加入促進等及び④外国人の在留管理制度の見直し等の施策を実施することとした。

2 平成21年1月30日「定住外国人支援に関する当面の対策について」(内閣府)

(背景) 日系人等の定住外国人がリーマン・ショックで教育、雇用等の様々な面で深刻な影響を受ける。

(概要)上記背景を受け、政府は、上記の対策や「定住外国人支援に関する対策の推進について」(平成21年4月)を 取りまとめ、教育、雇用、住宅、帰国支援、国内外における情報提供等の各種施策を講じた。

3 平成22年8月31日「日系定住外国人施策に関する基本指針」(日系定住外国人施策推進会議) 平成23年3月31日 「日系定住外国人施策に関する行動計画」(日系定住外国人施策推進会議)

(概要) 日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れるための施策の基本指針を策定し、「①日本語で生活できるた めに②子どもを大切に育てていくために③安定して働くために④社会の中で困ったときのために⑤お互いの文化を尊重 **するために**」の5つの分野に係る施策について検討することとした。その後、基本指針に掲げた施策を具体化すること を目的として行動計画を策定した(なお、平成26年3月には「日系定住外国人施策の推進について」を策定し、上記 の基本指針と行動計画を一本化「日系定住外国人施策推進会議」)。

4 平成30年7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 設置

(概要)・法務省に外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を付与(閣議決定)

「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の設置(閣議口頭了解)

5 平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(126施策) (外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) 以後.2回改訂

(概要)外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点か ら、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②生活者としての外国人に対する支援、③外国人材の 適正・円滑な受入れの促進に向けた取組及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することとした。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」(191施策)